

〔事由 B：生計維持者が事故又は病気により、3 か月以上、就労が困難〕
家計急変採用の申請時に提出が必要な書類一覧（兼チェックシート）

■全事由共通

必要書類	提出先	チェック欄
1. 奨学金確認書兼地方税同意書【原本】	申請者→JASSOの指定する提出先	
2. 給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書【原本】	申請者→学校→JASSO	

※ 1～2 は定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合は、提出不要です。代わりに所定様式「家計急変による支援区分変更願」を提出してください。所定様式は在学から受け取ってください。

■家計急変事由 B に対応する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
3. 次のすべて。【いずれもコピー可】 (1) 次の 3 点の記載がある医師の診断書 ① 就労困難であること ② 就労困難の期間が 3 か月以上であること ③ 就労困難な状況が開始した年月日 (2) 傷病休職中であることの証明書 (休職開始日及び終了日の記載があるもの)	申請者→学校→JASSO	

※ 1 上表(2)の証明書は勤務先の任意の様式で構いませんが、勤務先が差し支えない場合は JASSO 所定様式「(様式) 休職証明書(家計急変採用提出用)」をご利用ください。

※ 2 個人事業主等は上表(2)の証明書として、JASSO 所定様式「(様式) 事故又は病気により離職し 3 か月以上就労が困難な場合の申告書」を作成し、提出してください。

■収入に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
4. 家計急変に該当する生計維持者の源泉徴収票又は確定申告書（控）等（いずれも 2024 年 1 月～2024 年 12 月分）【コピー可】	申請者→学校→JASSO	

※ 1 収入に関する証明書類の注意点については、「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」7 ページを参照してください。

※ 2 進学が 2025 年 10 月～2026 年 3 月で、家計急変事由発生が 2023 年 1 月～12 月の場合は、家計急変採用に申請できません。定期的な募集（春・秋）への申請をご検討ください。

■ 該当者のみ提出する書類

必要書類	提出先	チェック欄
5. 申請者本人が外国籍の場合の証明書類 次のいずれか。 (1) 在留カード【コピー】 (2) 特別永住者証明書【コピー】 (3) 住民票の写し【原本】等 「家族滞在」の場合は、上記に加えて(4)を提出 (4) 出入国記録の写し【原本】	申請者→学校→JASSO	
6. 申請者本人が社会的養護を必要とする者の場合の証明書類 次のいずれか。【いずれもコピー可】 (1) 施設等在籍証明書（施設長発行） (2) 児童（里親）委託証明書（児童相談所発行） (3) 措置解除決定通知書（児童相談所発行）等 ※JASSO所定様式「施設等在籍・退所証明書」【原本】でも可	申請者→学校→JASSO	